

諮詢書

大洲市水道事業経営審議会

会長 前田 真様

(諮詢)

次の事項について、大洲市水道事業経営審議会条例第2条の規定により諮詢いたします。

諮詢事項

大洲市水道事業経営戦略について

大洲市工業用水道事業経営戦略について

添付書類として、

1. 大洲市水道事業経営審議会条例
2. 大洲市上水道使用条例
3. 大洲市工業用水道給水条例

を添付いたします。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

令和7年10月21日

大洲市長 二宮 隆久